

平成 27 年 10 月 8 日開催

理 事 会 議 事 録（翻訳）

日 時	平成 27 年 10 月 8 日
場 所	学校法人東京国際フランス学園 午後 17 時 30 分
理事定数	12 名
出席理事	8 名 ーブリュノ・ヴァレリー ーシドニー・ペロル ージャン＝ジャック・ポティエ ーフィリップ・エクセルマンズ ーラシッド・サラマ ージル・フォヴォ ーカロリーヌ・ギャラン ーファリッド・エルカルキ
欠席理事	4 名 ーエレーヌ・ファルノ＝ドゥフロモン（ヴァレリー氏に投票権を委任） ーティエリー・ダナ（ペロル氏に投票権を委任） ークレール・テュオデ（ペロル氏に投票権を委任） ーベルナール・デルマス（エクセルマンズ氏に投票権を委任）
出席監事	1 名 ー谷 真人
欠席監事	1 名 ーレジナルド・カエル

新旧理事メンバーに挨拶した後、事務局長はフランス在外教育庁アジア圏調整役で、フランス在外教育庁（AEFE）長官代理のブリュノ・ヴァレリー氏を議長として提案、これが承認される。

議長は、総務部長に本日の定足数の確認後、理事会の開催を宣言する。

議事日程

議長が以下の議題の承認を求める。

1. 前理事会の議事録の承認
2. 理事の変更
3. 教職員の変更
4. 修学旅行
5. 2015 年度第 2 修正予算
6. 2016 年度予算案
7. 質疑応答

反対：0 棄権：0 賛成：12

議事日程は提案に従って、全会一致で承認される。

1) 前理事会の議事録の承認

反対：0 棄権：0 賛成：12

前理事会（2015 年 6 月 16 日開催）の議事録は、全会一致で承認される。

2) 理事会・評議員会メンバーの変更

総務部長より法人運営についての説明がある。学校法人寄附行為及び施行規則について言及。

また理事に課せられた倫理規則についても説明し、アジア圏の他の学校でもすでに使用されている理事職のガイドラインを作成する考えについても述べる。

総務部長が本理事会のメンバー構成を発表する。

2015 年 9 月 1 日就任の理事：

- ・ フィリップ・エクセルマンズー学園長・法人事務局長

また代表理事として以下の権限をもつ（寄附行為：第6条（1））。

1. 500万円以下の支出を伴う契約書及び協定書への署名
2. 収入が発生する契約書及び協定書への署名（限度額なし）
3. 財政的影響を伴わない契約書及び協定書への署名
4. 寄附金制度枠内での寄附金受納
5. 寄附金制度以外での寄附及び遺贈の受納

本日就任の新理事：

- ・ カロリーヌ・ギャラン氏：生徒保護者代表
- ・ ジル・フォヴォ氏：生徒保護者代表

理事会オブザーバー：

- ・ ダヴィッド・アントワヌ・マリナス氏：仏大使館文化部大学交流担当

評議員会：

総務部長は、評議員会のメンバー構成を読み上げる。

3) 新教職員の承認：

この新学期に就任した新教職員のリストを事務局長が読み上げる。学校法人として、採用教職員のリストは東京都へ届け出なくてはならない。現在、教職員総数は152名。

反対：0 棄権：0 賛成：12

新教職員名簿は全会一致で承認される。

4) 修学旅行：

総務部長は、一泊以上の海外修学旅行にかかる費用の限度額を70000円から100000円に変更することを提案する。この新限度額は2015年10月6日の学校運営評議会（CE）にて承認されたものである。

この限度額の引き上げを承認するかどうか理事会に諮られる。

反対：2 棄権：0 賛成：10

その後、総務部長は今期予定されている修学旅行予定表を保護者負担額（最大限度額）とともに発表する。

宿泊を伴う修学旅行の費用の捻出方法について、特に海外旅行費用の妥当性について、議論が交わされる。最終的に、宿泊を伴う修学旅行の重要性について意見が一致するも、費用は保護者にとって手の届きやすいレベルに留まらなくてはならないとした。

旅行内容	学年	クラス	時期	参加生徒数	総費用 (円)	保護者の 負担限度額 (円)
スキー教室	中高等科	高校 1 年生	2016 年 2 月 10 日～ 2 月 12 日	56 名	2 742 390	48000
シンガポール 交換留学	中高等科	高校 2 年生 ヨーロッパ セクション	2016 年 3 月 11 日～ 3 月 19 日	22 名	2 256 000	98000
バスケットボール 大会 上海	中高等科	中等科	2016 年 1 月 27 日～ 1 月 31 日	20 名	2 000 000	90000
サッカー大会 バンコック	中高等科	高等科	2016 年 3 月 17 日～ 3 月 21 日	10 名	1 000 000	96000
修学旅行	幼児・ 初等科	初等科 3 年 D 組	2016 年 3 月 14 日～ 3 月 16 日	26 名	1 036 000	36000

議論が交わされた後、これらの修学旅行リストを承認するかどうか、議長が投票を促す。

反対：0 棄権：0 賛成：12

修学旅行リストは全会一致で承認される。

5) 2015 年度第 2 回修正予算決議

総務部長より第 2 回修正予算が提出される（別紙 1 参照）。主として新学期の生徒数変更に伴う予算額の調整である。

反対：0 棄権：0 賛成：12

理事会は、2015 年度第 2 回修正予算を全会一致で承認する。

6) 予算案： 議長に代わり、総務部長が予算案作成にあたって考慮に入れるべき事項について述べる。

1) 生徒数：

現時点での生徒数（1145 名）及び 2015 年 10 月 6 日の CE（学校運営評議会）に提出された予測に鑑みて、2016 年度予算案は、2016 年 9 月の予想生徒数を 1200 名と設定して作成することを提案（5%増）。

2) 教職員の雇用：

新学期を円滑に迎えるべく、前回の CE（2015 年 10 月 6 日）でポストの新設が以下のように提案された。

- 幼児・初等教育科教員 フルタイム相当ポスト：1.5
- 幼児・初等教育科 生徒監督官 フルタイム相当ポスト：0.25
- 中・高等教育科教員 フルタイム相当ポスト：5
- 情報処理技術者 フルタイム相当ポスト：1
- 中・高等教育科図書司 フルタイム相当ポスト：0.5（ただしこれによるポスト数の増減はなし）

3) 資産からの支出：

夏季改修工事が実施されたため、来年度に大きな工事は予定されていない。
例年通り、ここで一番大きな支出となるのはリセ建設にかかった借入金の支払いである。本年度は、寄付金収入の一部が教具費に使われるほか、将来の設備投資のために積み立てられる予定である。

4) 一般部門：

教育研究費の予算構成はそのまま維持される。
また、2016 年度予算枠の年功昇給に係る影響も同様に考慮しなくてはならない。

その一方で、本校予算に新しい経費が加わる。

- 子供扶養手当の支給（子供 1 人につき 10000 円）
詳細については教職員代表と調整しなくてはならない。
 - 子供の年齢によって手当額を変更するか、同額とするか。
 - 支給条件（夫婦双方が職員である場合、一人のみが受給する、支給額が人件費で占める割合の上限を決めるなど）
- また新たな教職員雇用に伴う支出も無視できない額を示している。前年度と比べ、人件費は 1 億 2000 万円ほど増加しているが、学費の 70%を超えてはいない。

- 中等科の教育要綱改革に伴って、教科書費用が大きく増加。特に第4課程の12クラス（5ème, 4ème, 3ème）のすべての教科の教科書（一クラス6～7冊）を1年で刷新していかななくてはならない。
- 2015年夏季改修工事の減価償却費
- 公務員教諭給与のリセ負担額の増加（62%→67%）

人件費やその配分について意見が交わされる。

5) 授業料：

こういった状況の中、2016年－2017年度は授業料の1%値上げが予定されている。これは戦略方針会議（COS）及びAEFEとの話し合いで決定された。

教育関連分野の改善措置に伴う追加費用が発生したことにより、若干の学費の値上げが必要となる。

リセは2013年度に収支バランスを取り戻したが、財政面で長期的な自立を維持するために必要な諸条件を整備していくことが重要である。

また来年度は、消費税が8%から10%に値上げされることもあり、おそらく学費の値上げを行うことが必要となるであろう。

また、本年度と同様のペースで生徒数が増えていった場合、新入生の受け入れを保証するため、様々な選択肢や戦略を長期的な観点から検討し、将来に備えることが大切である。いずれにしても、中期的には、追加の教室を借りることや、校舎の増築計画を立てることが必要になってくるだろう。よって、今からこれらの計画を実施するための資金を段階的に獲得しながら、将来に備えていかなければならない。

6) 特別部門：

総務部長より、ここの各部門は収支が一般部門とは別になっており、独立採算であるとの説明がある。

試験部門：来年度の試験料に変更はない。現時点では、この部門の予算変更は予定されていない。

生徒課外活動：本年度の値上げがあったため、来年度の費用の改正は予定されていない。課外活動費は45000円（奨学金受給生徒は30000円）である。課外活動送迎バスのタリフについては調査が行われ、料金の値上げが行われる可能性もある。

給食部門：給食時間の延長に伴って、この部門の業務も増加することが見込まれている。このために1.5ポスト相当を新設しなくてはならない。この新学期に適用された給食費の値上げと、給食を利用する生徒数の増加に鑑みて、来年度の値上げは必要ないと判断された。

スクールバス：来年度は、バスの利用者が僅かに増加することが見込まれており、バスも一台追加することが予定されている。来年度のタリフの値上げは必要ないと思われる。

意見交換の後、議長が2016年度予算案についての決議を促す。

反対：0 棄権：0 賛成：12

2016年度予算案は、承認される。

7) 質疑応答：

職員の質問

1. 東京国際フランス学園とフランス在外教育庁の間に結ばれた協定を改正して、仏正職員で公務員待遇教諭になれない者を、AEFEの代わりにリセ事務局が直接出向させるというシステムにできないか。

回答：リセとフランス在外教育庁の協定は、仏教育省正規教職員の出向を規定しているものではない。2002年1月4日発令の省令2002-22号が決定するものである。

2. 現地雇用教職員を取り巻く社会状況や生活水準向上の必要性を踏まえた上で、人件費の運営規定の設置を検討してほしいと要請がある。

現在、公務員教諭と現地雇用教職員との間の賃金格差はあまりにも大きく（全体で30%の開きがある上、公務員教諭には家族手当が支給される）、現地雇用教職員の生活及び老後の状況は大変厳しいものとなっている。

回答：退職金支給の設置はまずこの老後問題に対する答えであった。現在の生活水準に関しては、今年の給与の1%引上げ実施と、来年度の子供扶養手当の支給が現地雇用教職員にとって改善の助けとなるはずである。

3. リセ職員が保護者から現物支給を受けることを規制することは可能か。

回答：リセ職員が保護者から現物支給を受けることはない。この質問は、複数の業務を兼任している本校職員の労働形態、すなわち教育機関で就労する際の職業倫理について考えさせるものである。これは人事委員会で検討できる問題である。

すべての議案を協議、19 時 35 分議長は閉会を宣言する。

総務部長 ラシッド・サラマ（議長代理）